

監 査 公 表 第 2 号

平成29年2月22日

周南市監査委員 山下 敏彦

周南市監査委員 田中 和末

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（公益財団法人周南市ふるさと振興財団）を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果に関する報告は、平成29年1月13日に決定し、同日議長及び市長等に提出しましたが、平成29年2月22日に議会報告を済まされたことから、今回の公表となりました。）

公益財団法人周南市ふるさと振興財団に対する監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の種類

財政援助団体等監査（財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査）

(2) 監査の対象

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づき、周南市（以下「本市」という。）が財政援助等している団体のうちから、公益財団法人周南市ふるさと振興財団（以下「ふるさと振興財団」という。）を選定し、関係する本市主管課である地域振興部地域づくり推進課及び教育部生涯学習課も監査対象とし、次のとおり監査を行った。

ア ふるさと振興財団関係

(ア) 監査対象事務

全事業に係る出納その他の事務

(イ) 監査対象事業年度

平成27事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

(ウ) 監査の実施方法

監査に当たっては、対象事業年度の事業計画、事業報告、財務諸表及び対象期間の関係諸帳簿、証憑書類等の提出を求め、照合による計数の符合確認等のほか、抽出による検査又は精査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

イ 本市主管課関係

ふるさと振興財団に関する出資に係る財産台帳の管理状況及び当該財団に対する平成27年度補助金、指定管理料等の予算執行を対象とした。

(3) 監査の実施期間

平成28年10月3日から平成29年1月13日まで

2 ふるさと振興財団の概要

(1) 設立年月日

平成4年8月25日

なお、平成25年4月1日に、財団法人から公益財団法人へ移行している。

(2) 設立目的

この法人は、市民自らが行う地域づくり活動の振興を図るため、調査、研究及び実践活動への支援、人材育成等を通して活力のある個性豊かなふるさとづくりに寄与することを目的とする。（定款第3条）

(3) 主たる事務所の所在地

山口県周南市徳山港町3番21号（定款第2条）

(4) 基本財産（平成28年4月1日現在）

3億円（全額本市が出捐）

(5) 組織（平成28年4月1日現在）

理事長 1人（市長）、副理事長 1人、常務理事 1人、理事 7人、監事 2人
評議員 9人、職員 16人（うち嘱託5人、臨時2人、パート1人）

(6) 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(7) 事業（定款第4条）

- ア ふるさとづくりに関する調査、研究及び資料の収集
- イ ふるさとづくり実践集団及びグループ活動の育成と支援
- ウ ふるさとづくりに関する人材育成
- エ 会報等の発行による普及、啓発
- オ コミュニティ振興を目的とする施設の管理運営
- カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(8) 平成27年度事業内容

- ア 市民が輝くふるさとづくり
 - (ア) コミュニティ（地縁型）
 - (イ) 市民活動（テーマ型）
- イ ものから人へのふるさとづくり
 - (ア) 都市と農山漁村の交流
 - (イ) 食農・食育
- ウ 明日へつなげるふるさとづくり
- エ 中山間地域振興プロジェクト

3 本市からの財政援助等

(1) 出捐

ふるさと振興財団の設立に際して基本財産 3 億円を全額出捐している。

(2) 補助金等

平成 27 年度は、ふるさと振興財団の運営費への助成として 2,670 万 4,007 円及び地場産品振興対策推進事業への助成として 71 万 1,000 円の補助金を交付している。

また、新南陽ふれあいセンターにおけるコミュニティ活動支援業務及び夜間等施設の一部管理運營業務として 992 万 5,800 円の委託料を支出している。

(3) 公の施設の指定管理

平成 27 年度は、公の施設の指定管理者として大田原自然の家 3,458 万 4,000 円及び向道湖ふれあいの家 412 万 8,000 円の管理料を支出している。

4 監査の結果

(1) ふるさと振興財団関係

ア 本市からの出捐金、補助金、指定管理料の出納事務等について

(ア) 出捐について

出捐目的、財団設立目的に沿った事業運営が行われていた。

(イ) 補助金等について

補助事業等は、計画及び交付条件に従って、おおむね適切に実施されていた。

(ウ) 公の施設の指定管理について

周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 5 号）第 8 条では、指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、その管理する公の施設に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならないと規定されているが、周南市大田原自然の家事業報告書の提出は平成 28 年 5 月 20 日付けとなっていた。

その他の事務については、基本協定、年度協定及び関係法令等の定めるところにより、おおむね適切に処理されていた。

なお、ふるさと振興財団は市長が役員（理事長）をしている法人であるが、地域づくり活動の振興を図ることを目的に市が出捐し事業を展開している公益財団法人であり、その一環として大田原自然の家の管理運営を行う必要があることから、全部改正された周南市政治倫理条例（平成 28 年条例第 32 号）の平成 28 年 6 月 20 日施行後も同条例第 5 条第 1 項ただし書きの規定を適用し指定管理者となっている。

イ 事業報告及び決算の承認等

定款第 10 条の規定により、事業報告及び決算は事業年度終了後に監事の監査を経て理事会及び評議員会の承認等を得なければならないとされており、平成 28 年 5 月 19 日の監事による監査を経て、平成 28 年 5 月 28 日開催の理事会及び平成 28 年 6 月 17 日開催の評議員会において承認されていた。

ウ 経営状況を説明する書類の提出

法第 221 条第 3 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「法施行令」という。）第 152 条第 1 項第 2 号の規定により、市から 2 分の 1 以上の出資を受けている法人は、その経営状況を説明する書類として当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を市長に提出しなければならないが、ふるさと振興財団の当事業年度について関係書類が提出されていた。

エ 経理事務について

公益法人であるふるさと振興財団は、公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこととされており、個別事項については次のとおりであった。

(7) 経理一般について

経理事務については、月別に貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書及び財産目録が作成されており、総勘定元帳月別残高と照合したところ適正に事務処理されていると認められた。

(イ) 現金預金について

平成 28 年 3 月 31 日現在の現金預金について、次のとおり照合を行った。

- ① 普通預金勘定残高 873 万 3,648 円について預金通帳等と照合したところ一致していた。
- ② ふるさと振興財団から提出された小口現金残高証明書の合計金額 6 万 9,211 円と預金通帳により確認した預金残高 3 万 2,503 円の合計額は、小口現金勘定の残高 10 万 1,714 円と一致していた。
- ③ 普通預金勘定残高 873 万 3,648 円及び小口現金勘定残高 10 万 1,714 円の合計は、月次貸借対照表の流動資産の現金預金の額 883 万 5,362 円と一致していた。

(ウ) 基本財産について

基本財産 3 億円について預金証書等と照合したところ一致していた。

(エ) 特定資産について

平成 28 年 3 月 31 日現在の特定資産について、次のとおり照合を行った。

- ① 退職手当積立金残高 3,770 万 443 円について預金証書等と照合したところ一致していた。
- ② 退職手当給付準備積立金残高 1,230 万 1,665 円について預金証書等と照合したところ一致していた。

③ ふるさと振興基金積立金残高 1,877 万 5,418 円について預金証書等と照合したところ一致していた。

(ウ) 減価償却について

減価償却は定額法を適用し、適正に処理されていた。

(2) 本市主管課関係

ア 出資状況

(ア) ふるさと振興財団に対する出資による権利 3 億円は、平成 27 年度歳入歳出決算書の財産に関する調書（公有財産）に登載されていた。

(イ) 地域づくり推進課では、周南市公有財産管理規則第 28 条に規定されている公有財産台帳（副本）を備え、出資による権利の記録整理が行われていた。

イ 補助金、指定管理料等の支出状況

平成 27 年度の地場産品振興対策推進事業費補助金 71 万 1,000 円について、地場産品振興対策推進事業費補助金交付要綱（平成 20 年要綱第 6 号）第 3 条第 2 項では、補助金の交付基準は地場産品振興拠点施設の敷地に係わる土地の借地料相当額とすると規定されているが、当該交付基準と異なる算定となっていた。

その他のふるさと振興財団運営費補助金 2,670 万 4,007 円、新南陽ふれあいセンター管理運営業務委託料 992 万 5,800 円、大田原自然の家指定管理料 3,458 万 4,000 円及び向道湖ふれあいの家指定管理料 412 万 8,000 円の支出等会計事務については、関係法令等に則りおおむね適正に処理されていた。

ウ 出資団体の財政状況の報告

法第 243 条の 3 第 2 項及び法施行令第 173 条第 1 項の規定により、毎事業年度、ふるさと振興財団の経営状況を説明する書類を議会に提出しなければならないが、平成 27 事業年度の事業計画は平成 27 年 6 月第 2 回市議会定例会へ、決算に関する書類は平成 28 年 8 月第 4 回市議会臨時会へ提出されていた。

(3) 指摘事項

「4(1)ア(ウ) 公の施設の指定管理について」で述べたとおり、公の施設に関する平成 27 年度の事業報告書の提出期限が守られていないものがあつた。

また、「4(2)イ 補助金、指定管理料等の支出状況」で述べたとおり、補助金交付額が補助金交付要綱の交付基準と異なっているものがあつた。

その他については、監査対象とした団体の事務及び当該団体に関する所管課の事務は、関係規定、関係法令等に則りおおむね適正に執行されていると認められた。なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。